

令和5年第5回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年4月24日(月)
場所	堺市役所 本館3階 大会議室3
会議種類	定例会
教育長の報告	①いじめ重大事態に係る調査について
議案・報告	報告第14号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第15号 堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の全部改正について 報告第16号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 報告第17号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について 報告第18号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 新谷奈津子委員 鈴木真由子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 長山秀基教育監 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 富岡重幸学校教育部長 高橋康浩学校保健体育課長 松本展典学校保健体育課参事 中村晶子文化財課長 橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午後2時30分
栗井明彦教育長	これより、令和5年第5回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお配りしました、令和5年第4回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【案 件】	日程第1 報告第14号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
栗井明彦教育長	次に日程に入ります。 「報告第14号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 岩井伸司教委総務課長	報告第14号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。 本件は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年規則第93号)の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員である医療的ケア看護職員及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者について、給料の額を改定することとし、所要の改正を行うものです。 なお、本件は教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定によ

	<p>り、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理しましたので、報告し、承認を求めるものです。</p> <p>改正内容は、医療的ケア看護職員及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者のうち、経験年数が2年未満のものに係る給料の額について、経験年数が2年以上3年未満の者に係る給料の額と同額に引き上げるものです。</p> <p>施行期日は令和5年4月1日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【案 件】	日程第2 報告第15号 堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の全部改正について
粟井明彦教育長	<p>次に日程第2</p> <p>「報告第15号 堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の全部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 橋本宏司教育政策課長	<p>報告第15号、堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の全部改正について説明いたします。</p> <p>本件は、堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の改正を行うもので、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>改正の趣旨は、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び堺市個人情報保護条例の全部改正に伴う所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の内容につきましては3点ございます。</p> <p>1点めは、規則の題名を堺市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則に改めるもの、2点めは、法及び条例の施行について市長事務部局の例によることを定めるもの、3点めは、関連規則である「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定を整備するものです。</p> <p>本規則は令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	日程第3 報告第16号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第3</p> <p>「報告第16号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 森浦稔教職員人事部長	<p>報告第16号、堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に</p>

	<p>より、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本件は、まず、地方公務員等共済組合法の一部改正により、会計年度任用職員が新たに共済組合への加入対象となったことを踏まえ、人間ドック受検に係る特別休暇について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものです。</p> <p>次に、病気休暇の取得日数の算定方法について、国家公務員における取扱いにあわせた見直しを行うこととし、所要の改正を行うものです。</p> <p>本規則は、令和5年4月1日から施行するものです。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	日程第4 報告第17号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
栗井明彦教育長	<p>次に、日程第4 「報告第17号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 高橋康浩学校保健 体育課長	<p>報告第17号、堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について説明いたします。</p> <p>本件は教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、令和5年4月1日に、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>令和5年4月1日、堺市いじめ重大事態調査委員会条例が施行され、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項について調査審議する組織として、新たに「堺市いじめ重大事態調査委員会」が設置されました。</p> <p>令和5年4月1日、本委員会の委員として、別表「堺市いじめ重大事態調査委員会委員名簿」に記載の11名の委員を委嘱しました。</p> <p>今回、弁護士である委員として、坂本 知可委員、野田 健人委員、角谷 菜美委員の3名の委員、臨床心理士である委員として、樋口 隆弘委員、東 千冬委員の2名の委員、社会福祉士である委員として、吉田 祐一郎委員、伊藤 嘉余子委員の2名の委員、学識経験者である委員として、岡田 敏之委員、小泉 隆平委員、阿形 恒秀委員、井上 浩史委員の4名の委員、以上、11名の委員を委嘱しました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	日程第5 議案第18号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について
栗井明彦教育長	<p>次に、日程第5 「報告第18号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。</p>

	提案理由を説明してください。
【説明】 中村晶子文化財課長	<p>報告第 18 号、博物館の登録に関する規則の一部改正について説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めています。</p> <p>本件は、まず、(令和 4 年 4 月 15 日付け) 博物館法の一部改正により、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運用を確保するため、博物館の登録要件が見直されました。また、これに伴い、登録審査の手続き等についての規定が整備されたことを踏まえ、本市においても博物館登録制度の見直しを図ることとし、所要の改正を行うものです。</p> <p>本規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採決】	承認
栗井明彦教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>教育長の報告①「いじめ重大事態に係る調査について」は、関係児童のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
(教育長の報告①は秘密会)	
【教育長の報告①】	いじめ重大事態に係る調査について
栗井明彦教育長	<p>それでは、教育長の報告①</p> <p>「いじめ重大事態に係る調査について」報告します。</p> <p>詳細については、担当部長より説明します。</p>
【説明(要旨)】 富岡重幸学校教育部長	<p>令和 4 年 11 月 10 日の教育委員会定例会において、調査主体を教育委員会とし、調査組織をいじめ防止等対策推進委員会(第三者委員会)とした事案について、令和 5 年 4 月 1 日に堺市いじめ重大事態調査委員会条例が施行されたことから、調査組織をいじめ重大事態調査委員会(第三者委員会)とした上で、諮問することを報告するものです。</p>
閉会宣言	午後 2 時 47 分
栗井明彦教育長	<p>以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。</p> <p>これをもって、令和 5 年第 5 回教育委員会を閉会します。</p>